

議案第11号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

3 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

(提案理由)

生理休暇の名称を改める必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u></p>

<p><u>暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 略</p>	<p>—、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 略</p>
--	---

第2条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>

附則第2項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------------	-------------

## (給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条の4第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（健康管理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

## (給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条の4第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

## 附則第3項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

## 新 条 例

## (給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条の2第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間

## 旧 条 例

## (給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条の2第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間

条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（健康管理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

## 2 略

条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

## 2 略